

～ 省エネ・子育て・健康応援リフォーム事業 ～  
 ≪ 令和5年度 物価高騰対策 ≫  
**糸魚川市住宅・店舗リフォーム補助金**

糸魚川市では、①省エネ効果の促進、②子育て世帯の負担軽減（家事の軽減、時短等）、③健康寿命の延伸を応援し、リフォーム工事の需要喚起による地域経済の活性化、コロナ禍からの脱却を図るため、市内の施工業者による住宅・店舗のリフォーム工事等にかかる経費の一部を補助します。

**【受付期間】 令和5年6月30日(金)～令和5年8月31日(木)**

※申込が予算額を超えた場合は、先着順ではなく抽選により交付対象者を決定します。

【受付時間】 月曜～金曜 8:30～17:15（土、日、祝日は除く）

【受付場所】 市役所3階 建設課、能生事務所 振興係、青海事務所 振興係

1 事業の概要

(1) 補助対象者 ≪次の条件を全て満たすもの≫

住宅	店舗
(1) 市内に住民登録があり、居住している方 （個人が定住を目的に購入または購入する予定の空き家住宅の改修工事を実施し、改修工事完了後、糸魚川市に住民登録し、その住宅に居住する者は対象となります。） (2) <u>住宅用火災警報器を設置していること。</u>	市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者のうち、店舗を使用して小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業又は娯楽業を営むもの ただし、以下のいずれにも該当しないこと。 ア 床面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗で事業を営む者 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者で、風営法第3条第1項の許可を受けていない者 ウ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者 エ 糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第2号）第2条第1号又は第2号に該当する者 オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に違反する者 カ 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む者
<共通> (1) 市税等の滞納がないこと。 (2) 申請時または今回の改修（改装）工事において、居住用建築物（店舗）が <u>公共下水道または集落排水への接続もしくは合併処理浄化槽の設置</u> をしていること。	

(2) 補助対象建築物 ≪次の条件を全て満たすもの≫

住宅	店舗
(1) 市内の建築物で居住用のもの（分譲型マンションで居住者の所有箇所を含む。） (2) 所有者またはその家族が住民登録し居住しているもの（住宅等の取壊し工事は除く。） (3) 店舗併用住宅の場合は、住宅または店舗のいずれか一方を補助対象とする。 ≪対象とならないもの≫ ・賃貸契約を結んでいる住宅（アパート、マンション、借家） ・居住者のない住宅（空き家、別荘等）	糸魚川市内にあり、顧客との対面による事業（販売・サービスの提供等）の用に供するため、中小企業者が所有・賃借している建築物（店舗併用住宅の場合は、住宅または店舗いずれか一方を補助対象とする。）及び当該建築物に附帯する屋外施設

(3) 補助対象事業 <次の条件を全て満たすもの>	
住宅	店舗
市内に本社(本店)または支社(支店)を有する施工業者(個人事業主を含む。)が工事を行うこと。	<p>(1) 次のいずれかに該当する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 店舗の一部の改築又は増築工事</li> <li>② 外壁工事、耐震補強工事その他の店舗の耐久性を高める工事</li> <li>③ 看板設置、内装工事、照明器具の入替え工事その他の店舗の集客力を高める工事</li> <li>④ バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の店舗の安全上又は防災上必要な工事</li> <li>⑤ 空調、冷暖房機器等の設置工事その他の店舗の快適性を向上するための工事</li> <li>⑥ 来店者用のトイレ、洗面台等の設置工事その他の店舗の衛生上必要な工事</li> <li>⑦ POSレジの導入、事業用電算システムの整備その他の事業効率を高める設備の導入</li> <li>⑧ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事又は事業用備品等の導入</li> </ol> <p>※⑦は、販売業者による有料の運搬、組立、設置作業等を伴う場合に限る。</p> <p>(2) 市内に本社(本店)又は支社(支店)を有する施工業者及び販売業者(個人事業主を含む。)が実施する改装工事、店舗機能の向上を果たす事業用備品等の導入(車両の購入・更新を除く。)</p>
<p>&lt;共通&gt;</p> <p>(1) リフォーム工事にかかる補助対象事業費が、<u>10万円(税込)以上</u>のもの ※対象工事は、4ページ「2 補助対象・対象外事業一覧」をご参照ください。</p> <p>(2) 他の制度の補助金や保険金を受け取って行う工事ではないこと。</p> <p>(3) 補助金交付決定後に着手する工事であること。 ※申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手も可能です。</p> <p><b>&lt;対象とならないもの&gt;</b></p> <p>(1) 申請前に着工している工事または完了している工事</p> <p>(2) 見積り、設計にかかる費用</p> <p>(3) 家電製品及び家具等の購入費用(工事を伴わないもの及び軽微な設置工事のもの)</p> <p>(4) 申請者が自ら行う工事及び事業用備品等の導入にかかる費用</p>	

(4) 補助金額			
<b>[基本分]</b>	補助対象事業費(税込)の1/5(1,000円未満切捨て)		
<b>[加算分]</b>	うち糸魚川産木材購入費(税込)の1/2(1,000円未満切捨て) ※産地証明書が必要です。		
<b>[上限額]</b>	基本分+加算分=上限20万円(子育て世帯30万円)		
補助区分	工事区分	上限額	備考
基本分	(1)改修・改装工事分	5万円	(1)と(2)を併せて行う場合は、 <b>全体で10万円</b>
	(2)推奨工事分	10万円	
加算分	うち糸魚川産木材購入費	10万円	
<p>※子育て世帯は、工事区分にかかわらず、基本分の上限額<b>20万円</b></p> <p>※補助金額は、リフォーム補助金計算書(イケルファイル)で確認できます。</p> <p><b>推奨工事</b>…省エネ効果、子育て世帯の家事等の負担軽減、健康寿命の延伸に資する工事 ※5ページ「2(2)推奨工事の一覧」をご参照ください。</p> <p><b>子育て世帯</b>…高校生以下の子ども(誕生日から満18歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者)がいる世帯、妊娠中(出産予定)の世帯</p>			

(5) 予算額
5,000万円

(6) 申込方法

- ①申請書に必要事項を記載及び必要書類を添付する。
- ②市役所3階建設課、能生事務所、青海事務所に提出してください。  
(提出いただいた書類については、返却できません。)
- ※詳しくは、「3 手続きの流れ」をご参照ください。

#### (7) 交付決定(不決定)通知

令和5年9月中旬を予定

#### (8) 実績報告

工事完了後1か月以内に実績報告書を提出してください。  
最終期限：令和5年12月28日(木)まで ※資材等の供給不足・納期の遅れ等により工事完了が見込めない場合は、令和6年2月29日(木)まで延長可

#### ご注意ください

- (1) 申請書の内容をよく確認の上、記入してください。申請内容の誤りや虚偽の場合、補助金の交付が取消されることがありますのでご注意ください。
- (2) 申請額が補助予定額を超えた場合は抽選を行い、補助対象者を決定いたします。抽選結果により補助金の交付ができない場合があります。なお、抽選結果については、公表いたしません。
- (3) 補助金の交付を受けようとする方は、必ず工事を行う前に申請し、交付決定を受けてから工事に着手してください。交付決定前に工事を行う必要がある場合には必ず、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約してください。
- (4) 交付申請前に行った工事(または工事中)は、対象外です。

## 2 補助対象・対象外事業一覧

### (1) 補助対象・対象外工事の一覧

主な対象工事の例を記載しています。ご不明な点は、お問い合わせください。

工種	住宅	店舗	推奨	対象工事の例	特記事項
増築	○	○		家屋、店舗の増築、拡張	
機能アップ	○	○		防水工事	
	○	○		防音工事	
	○	○		耐震化工事	
	○	○		断熱化工事	
外装	○	○		屋根の改修・葺替	
	○	○		外壁の改修	
	○	○		風除室、ポーチ、ベランダ等の設置・改修	
	○	○		克雪化工事	雪止め金物、雪庇防止フェンスの設置等
開口部	○	○	※	高断熱窓の設置	熱伝導 Uw 値 1.9 以下のもの
	○	○	※	ドア（断熱、防音、防犯）の設置	
	○	○		シャッターの設置・改修	
		○		自動ドアの設置・改修	
内装	○	○		床・壁・天井の改修、間取りの変更	
	○	○		壁紙・襖の貼替え、左官壁の塗替え、内壁の塗装	
	○	○	※	畳の入替、表替	衝撃緩和畳（ケアケア畳）
	○	○		段差解消、手すりの設置・改修	
	△	△	○	照明器具の設置・改修、LED化	配線工事を伴うもの
冷暖房	△	○	※	エアコンの設置	空気清浄機能、換気機能付きに限る。
	○		○	床暖房（浴室、脱衣所等）	
	○	○		ペレット・薪ストーブの改修	
配管・水回り	○	○	※	トイレの改修、洋式化、節水型への改修	便座のみの交換は対象外
	○		※	浴室の改修、高断熱浴槽・浴室乾燥機の設置	
	○	○	※	洗面台の設置、節湯水栓の設置	
	○	○	※	給湯器の設置、高効率給湯器の設置	
	○		※	汎用給湯機の設置・改修、ビルトイン型食器洗機・Jコ	
	○	○		給排水管、ガス管の改修	
	○	○		下水道の繋ぎ込み、合併処理浄化槽の設置	
外構	○	△		フェンス、塀、門の設置・改修	来店者が利用する箇所に限る。
	○	△		敷地内の舗装、土間コンクリート・土台の改修	来店者が利用する箇所に限る。
		○		駐車場の整備	
付属家	△			車庫の新築・増築	住宅と同一敷地内または半径 300m 以内に限る。
	△			小屋、カーポートの新築・増築	住宅と同一敷地内に限る。
その他	△	×		建築物の取壊し	S56.5.31 以前に着工した建築物で固定資産税の課税対象のもの 注意：取壊しによる土地の固定資産税の増額の可能性あり。
	○	○		防犯カメラの設置	配線工事を伴うもの
		○		キャッシュレス決済機器の導入・入替	
対象外	×	×		交付申請前の工事（着工、完工）	
	×	×		土地の造成（埋立、整地等）	リフォーム工事ではないため
	×	×		住宅、店舗の新築	リフォーム工事ではないため
	×			住宅と別の敷地にある小屋の改修・修繕	
		×		事務室・車庫・物置等の増設・改築	来店者が利用しないスペースのため
	×			庭の改修	リフォーム工事ではないため
	×	×		家電製品の購入	工事が伴わないため
	×	×		家具の購入、カーペット・ブラインド等の設置	製品の購入が主なため
	×	×		購入者が運搬、組立、設置する備品等の購入	工事が伴わないため
	×	×		自動車の購入・更新	リフォーム工事ではないため
×	×		シロアリ駆除	リフォーム工事ではないため	

○…対象、△…条件により対象、※…推奨工事の対象、×…対象外

## (2) 推奨工事の一覧

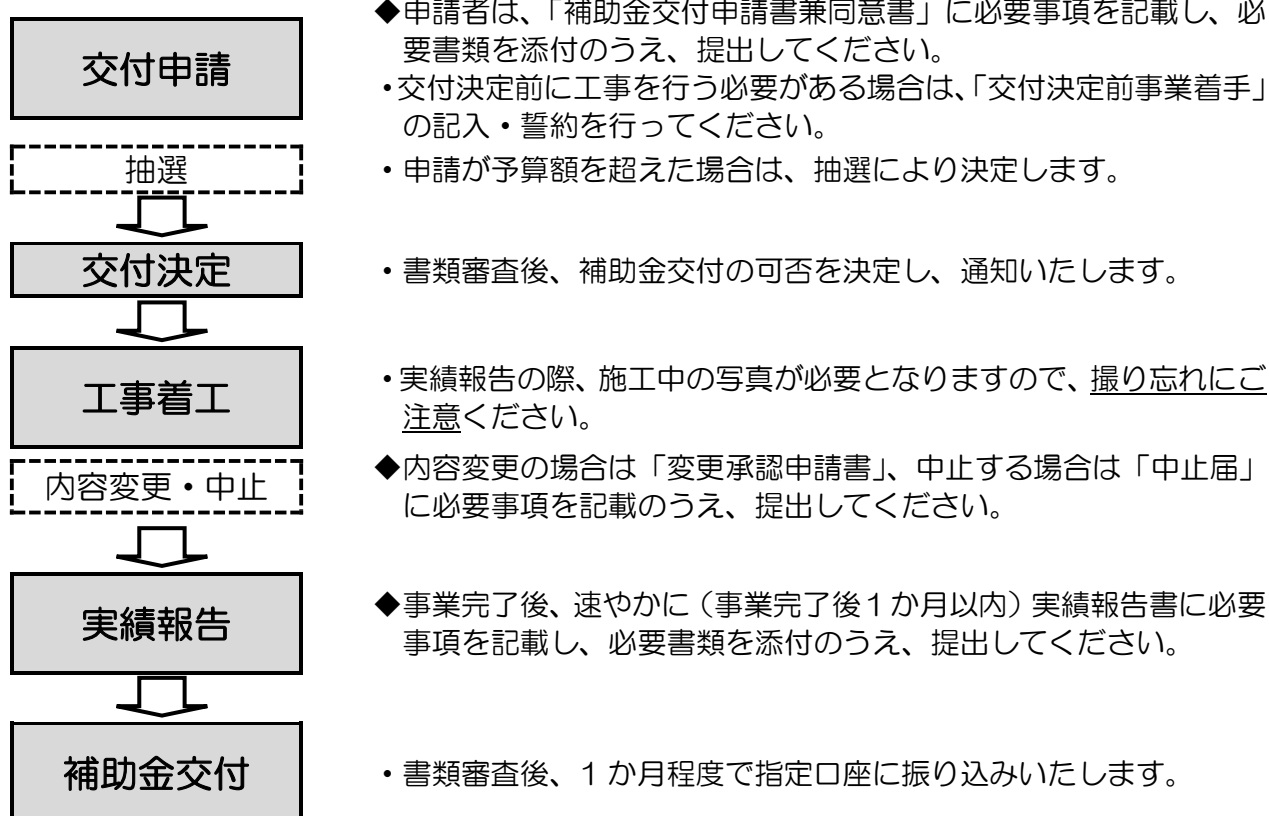
省エネ効果の促進、子育て世帯の家事等の負担軽減、健康寿命の延伸に資する工事を推奨工事とします。

区分	対象（推奨工事）	対象外（改修・改装工事）	省エネ	子育て	健康	専用 HP 入口
開口部	・高断熱窓(熱伝導 Uw 値 1.9 以下) ガラス交換、内窓設置 外窓交換(加圧工法、はつり工法) ・ドア改修(断熱等、防音、防犯)	一般の窓、ドア	※			開口部の改修
空調	・空気清浄機能、換気機能付きエアコン	一般のエアコン(店舗のみ)	※		※	エアコン
暖房	・床暖房(浴室、脱衣所等)				○	
給湯器	・高効率給湯器 エコジョーズ(潜熱回収型ガス給湯器) エコフィール(高効率型石油給湯器) エコキュート(自然冷媒ヒートポンプ給湯機) ハイブリッド(電気・ガス併用型) エネファーム(家庭用燃料電池)	一般の給湯器	※			エコ住宅設備の設置
節水	・節水型トイレ(掃除しやすいトイレ) ・節湯水栓	一般のトイレ、和式トイレ	※			
浴室	・高断熱浴槽 ・浴室乾燥機		※		※	子育て対応改修
台所	・ビルトイン食器洗機 ・ビルトイン自動調理対応コンロ(ガス・IH)			※		子育て対応改修
居間	・衝撃緩和畳(ケアケア畳)	一般の畳			※	バリアフリー改修
照明	・LED 照明	LED 以外(蛍光灯、白熱灯等)	○			

※該当する製品型番は、国土交通省の専用 HP（住宅省エネ 2023 キャンペーン）でご確認ください。記載されている機種が対象になります。 →



## 3 手続きの流れ（申請から交付まで）



## 4 申請の手続き

申請書の提出 <事業実施前>	
住宅	店舗
<p>&lt;提出書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器の設置状況の写真</li> </ul> <p>&lt;空き家リフォームの場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建物売買契約書の写し               <ul style="list-style-type: none"> <li>※空き家住宅を購入して改修する場合</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 納税証明書               <ul style="list-style-type: none"> <li>※市外在住者が空き家住宅を購入して改修する場合</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;提出書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し               <ul style="list-style-type: none"> <li>※改装等を行う店舗を賃借している場合</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 法令に基づく営業許可書の写し               <ul style="list-style-type: none"> <li>※営業許可等を要する店舗</li> </ul> </li> </ul>
<p>必要書類を整えて、受付期間中に提出してください。</p> <p>&lt;受付期間&gt; 令和5年6月30日(金)から令和5年8月31日(木)まで            ※申込が予算額を超えた場合は、先着順ではなく抽選により交付対象者を決定します。            (抽選の結果は、公表しません。)</p> <p>&lt;提出書類(共通)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼同意書</li> <li><input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る見積書の写し(施工業者の押印があるもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 施工場所の位置図</li> <li><input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施箇所を示す工事図面または見取図</li> <li><input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施箇所に係る施工前の写真</li> <li><input type="checkbox"/> 製品型番等が分かる書類の写し ※推奨工事を行う場合</li> </ul>	


実績報告書の提出 <事業完了後>
<p>事業完了後、速やかに必要書類を整えて提出してください。</p> <p>&lt;提出期限&gt; <b>事業完了後1か月以内</b>に実績報告書を提出してください。            最終期限：<b>令和5年12月28日(木)まで</b> ※資材等の供給不足・納期の遅れ等により工事完了が見込めない場合は、<b>令和6年2月29日(木)まで延長可</b></p> <p>&lt;提出書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助金実績報告書</li> <li><input type="checkbox"/> 補助対象事業の施工箇所の「施工中」及び「完了後」の写真</li> <li><input type="checkbox"/> 補助対象事業の明細を記載した契約書または請求書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る領収書等の支払いを証明する書類の写し</li> <li><input type="checkbox"/> アンケート回答用紙</li> </ul> <p>&lt;該当する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 納品書の写し(納入者、納入先、製品型番等が記載されたもの) ※推奨工事を行った場合</li> <li><input type="checkbox"/> 糸魚川産木材の産地を証明する書類 ※糸魚川産木材を使用した場合</li> <li><input type="checkbox"/> 検査済証または建築工事届の写し ※建築基準法に規定する届け出を行った場合</li> <li><input type="checkbox"/> 住民票 ※市外在住者が空き家住宅を購入して改修工事を行った場合</li> </ul>

## 5 お問い合わせ (Q&A)

No.	ご質問 (Q)	回答 (A)
<b>手続き関係</b>		
1	<b>(補助等の併用)</b> この補助金以外の補助制度を利用する予定ですが、補助を受けることはできますか？	同一の工事内容について、他の制度と併用して補助金交付はできません。 他の補助金や補償、保険の給付等について、比較・検討のうえ、申請者でご判断をお願いします。 ※参考までに「6 他の支援制度」をご参照ください。
2	<b>(申請者)</b> 申請者は、だれになりますか？	<住宅> 申請する住宅に居住し、所有している方です。所有者が別住所の場合(家族所有に限る。)は、居住者になります。(※所有者の承諾が必要) <店舗> 事業を行っている代表者(事業主)です。 <共通> 交付申請書は、施工業者が代理として窓口を持参いただいても結構です。
3	<b>(要件)</b> 住宅用火災警報器の設置や下水道等の接続、合併処理浄化槽の設置を申請の要件にしている理由は？	住宅用火災警報器は、就寝中の逃げ遅れを防ぐため、消防法で定められています。未設置や設置から10年以上経過して電池切れ等もあることからリフォーム工事の際に、設置や交換を促進したいものです。 下水道等の接続、合併処理浄化槽の設置は、生活環境の改善及び河川や海洋の水質保全のため、リフォーム工事の際に下水道等や合併処理浄化槽への切替えの促進を図るものです。
4	<b>(住宅用火災警報器の確認)</b> 住宅用火災警報器の設置をどのように確認しますか？	設置義務箇所(寝室、階段上部など)の写真で確認しますので、添付してください。
5	<b>(下水道等、合併処理浄化槽の確認)</b> 下水道等の接続、合併処理浄化槽の設置は、どのように確認しますか？	ガス水道局で確認しますので、交付申請書に「お客様番号」(納入通知書や検針票に記載)を記入してください。
6	<b>(交付決定前の着手)</b> 申請書を提出すれば、交付決定を待たずに工事を行ってもよいですか？	交付決定後に工事着手していただけます。 なお、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手は可能です。ただし、抽選等で補助金が交付されない場合がありますので、ご注意ください。
7	<b>(内容変更)</b> 申請時から工事内容や工事金額が変更する場合は、どうなりますか？	内容が変更になる場合は、「変更承認申請書」を提出してください。 申請された工事内容の実績に応じて補助金交付します。交付決定後、交付金額の増額はできませんが、実績に応じて減額になる場合があります。
8	<b>(工事の中止)</b> 補助金交付決定後、工事を中止する場合は、どうなりますか？	工事を中止(リフォームを取り止める)する場合は、「事業中止届」を提出してください。
9	<b>(工事写真)</b> 工事写真は、どの程度必要ですか？	工事写真は、工事内容が申請書や見積書どおりに行われたかを確認するために使用します。 工事箇所について、すべての写真を添付してください。

10	<b>(補助金の支払い)</b> 補助金は、いつ頃に交付されますか？	工事完了後に実績報告書を提出いただき、内容確認後に指定口座に振込みいたします。 なお、振込先は申請者の本人口座に限りまので、直接、業者等への支払いはできません。
11	<b>(アンケートの回答)</b> 回答しなくてもよいですか？	リフォームの効果、補助金制度や手続き等について、今後の支援内容の参考にしたいため、ご意見をお聞かせいただきたいものです。 お答えいただける範囲で結構ですので、ご協力をお願いします。
<b>施工業者</b>		
12	<b>(業者)</b> 市内に店舗がある業者であればどこでもよいですか？	市内に本社（本店）または支社（支店）を有する施工業者が対象です。 市内に店舗があれば必ず対象となるものではありませんので、詳しくはお問い合わせください。 <対象外の例> 広域に展開している大型店、チェーン店など
13	<b>(業者の紹介等)</b> どの業者に依頼するのがよいか分からない。業者を紹介してもらえますか？また、その内容が適正か確認してもらえますか？	業者の紹介は、行いません。 申請書類等を確認しますが、契約する工事の金額等が妥当か等については関与しませんので、申請者が内容を理解・納得したうえで、業者に工事を依頼してください。
14	<b>(業者の変更)</b> 申請時に計画していた施工業者から他の業者に変更は可能ですか？	交付決定は、申請時の工事内容を審査していますので、原則、施工業者の変更はできません。 やむを得ない理由で施工業者が変更となる場合は、「変更承認申請書」を提出してください。
<b>対象工事等</b>		
15	<b>(工事中、工事済)</b> 工事中（工事済）ですが、申請できますか？	工事中（交付申請前の着手）または工事済のものは、対象になりません。原則、交付決定後の工事着手になります。
16	<b>(住宅と店舗)</b> 店舗併用住宅の場合、補助対象額の算定方法はどようになりますか？	住居部分と店舗部分のいずれかを補助対象（申請者が選択）になります。 屋根などで対象範囲が明確でない場合には、住居部分と店舗部分の床面積に応じて案分します。
17	<b>(家電)</b> テレビの購入は、対象ですか？	設置工事を伴わない（軽微な設置工事を含む）家電製品の購入は、対象外です。
18	<b>(家電、家具)</b> 台所のリフォームに合わせて、冷蔵庫と食器棚を購入したのですが、費用に含めてもいいですか？	台所のリフォーム工事のみ対象になります。 設置工事を伴わない家電製品の購入及び家具の設置は、対象外です。
19	<b>(台所)</b> システムキッチン設置工事のうち、ガスコンロから IH 調理器に取替する工事は対象となりますか？	設置工事を伴う IH 調理器の取替工事は、対象となります。 単独製品（キッチンと一体になっていないもの）は、対象外です。
20	<b>(物置)</b> 小型物置（イナバ物置・ヨド物置等）の設置は、対象となりますか？	小型物置を固定する基礎工事（べた基礎・布基礎）が含まれるものについては、対象です。 基礎ブロックや転倒防止工事だけのものは、対象外です。
21	<b>(空き家)</b> 空き家をリフォームしたいと考えていますが、対象になりますか？	糸魚川市内に住民登録があり（住民登録する予定も含む）、リフォームする住宅に居住する場合は、対象になります。



22	<p><b>(個人・直営施工の材料費)</b> 個人(直営)でリフォームを行う予定ですが、その材料費などは、補助対象となりますか？</p>	<p>市内施工業者によるリフォーム工事が対象です。申請者が直営施工する場合は、対象外です。</p>
23	<p><b>(糸魚川産木材の確認)</b> 糸魚川産木材かどうか不明ですが、確認してもらえますか？</p>	<p>糸魚川産木材を使用した場合は、「産地証明書」により確認します。実績報告書提出時に産地証明書を添付してください。</p>
24	<p><b>(エアコン)</b> エアコンの設置工事は、対象となりますか？</p>	<p>&lt;住宅&gt; 空気清浄機能、換気機能付きエアコンの設置工事は、対象になります。</p> <p>&lt;店舗&gt; 一般のエアコンは、対象です。ただし、窓に取り付けるウインドエアコンは、対象外です。</p>
25	<p><b>(推奨工事の対象)</b> 推奨工事の対象となる製品の判定方法はどのようになりますか？</p>	<p>5ページの「2(2)推奨工事の一覧」をご参照ください。</p> <p>国が実施している「住宅省エネ2023キャンペーン」の対象製品を国土交通省の専用HPでご確認ください。 →</p> <p>記載されている機種が対象になります。</p> 
26	<p><b>(推奨工事の必要書類)</b> 推奨工事の場合に必要な書類等がありますか？</p>	<p>交付申請書にメーカー及び製品型番等を記載のうえ、それが分かる書類の写しを添付してください。</p> <p>実績報告書は、製品型番等が記載された納品書の写しを添付してください。</p>

## 6 他の支援制度（住宅・店舗リフォーム補助金以外のもの）

詳しくは、それぞれのお問合せ先にご確認ください。（受付を終了している場合がありますので、ご注意ください。）

	支援制度	お問合せ先 電話 552-1511
福祉関係	<b>介護保険 住宅改修</b> 補助：7割～9割 上限14万円～18万円 内容：手すり取付、段差解消、洋式便器への取替等	福祉事務所 介護保険係 内線2168
	<b>在宅介護応援ほ一む事業</b> 補助：1/3 上限30万円 内容：住宅改修（50万円以上の工事）	
	<b>高齢者・障害者向け住宅整備補助事業</b> 補助：1/2、3/4、10/10 上限：高齢者30万円、障害者50万円 内容：居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等の改造、階段昇降機・ホームエレベーターの設置	
空き家関係	<b>UIターン促進空き家取得支援事業補助金</b> 補助：1/10 上限160万円（基本30+加算10～90+県10～40万円） 内容：登録空き家の取得にかかる経費	企画定住課 地域振興係 内線2424
	<b>UIターン促進空き家改修事業補助金</b> 補助：1/3 上限50万円（基本30+加算10～20万円） 内容：登録空き家の修繕、増築にかかる経費	
	<b>危険空き家除却支援補助金</b> 補助：1/2 上限50万円 内容：危険空き家の解体、除却にかかる経費	環境生活課 市民生活係 内線2181
その他	<b>いといがわ木の香る家・店づくり促進事業</b> 補助：1/2（地産地消推進店60%） 上限20万円 内容：住宅等、店舗の新築等にかかる糸魚川産木材の購入費	農林水産課 林業水産係 内線2334
	<b>雪おろし安全対策支援事業補助金</b> 補助：1/2 上限10万円 内容：命綱固定アンカー、転落防止柵、固定式昇降用はしごの設置工事	建設課 施設維持係 内線2354
	<b>木造住宅耐震改修支援事業</b> 補助：1/3 上限65万円 内容：耐震補強設計を基にした改修工事（改修後に耐震評価1.0以上）	都市政策課 都市計画係 内線2372
	<b>ブロック塀等除却補助金</b> 補助：1/2 上限10万円 内容：コンクリートブロック等の塀（高さ1m以上）の除却工事	
	<b>ペレットストーブ設置事業補助金</b> 補助：1/3 上限15万円 内容：ペレットストーブ本体、部材購入、取付け費用	環境生活課 環境係 内線2185
	<b>住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金</b> 太陽光発電設備 52,000円/kw 上限26万円 太陽熱利用温水器 設置費用の1/4 上限10万円	

### ◆お問合せ先◆

#### 糸魚川市 産業部 建設課 管理住宅係

電話：025-552-1511（内線2364）、FAX：025-552-8477

メールアドレス：kanri@city.itoigawa.lg.jp

市専用HP（ホーム>暮らし>住宅・土地>住宅・店舗リフォーム補助金） →

